

砺波商工会議所 「わくわく情報お届け便」 運用規程

1. 当サービスは、砺波商工会議所会員事業所の発展に寄与することを目的とする。よって、原則として、砺波商工会議所会員事業所以外の利用は認めない。
2. 当サービスは、砺波商工会議所会員事業所の営業活動を助長するために、販売促進のための広告紙等書類を砺波商工会議所会報に折り込み、会報の送付により会員事業所等へ配布するものである。
3. 折り込む書類については、その内容または作成責任を有する事業所に対し与信を与えるものではないこと、及び下記事項を遵守するものとする。
 - ① 公序良俗に反しないこと
 - ② 関係法規に違反しないこと
 - ③ 誤解を与えるおそれがないこと
 - ④ 他の会員、消費者に対し、不当な利益を与えるおそれがないこと
 - ⑤ その他、当サービス運用上、不適当と認められること
4. 前条に反する、または他の理由で不適当と認められる場合、当サービスは履行しない。
5. 広告紙等書類およびその内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
6. 当サービスに起因する手続き上のトラブルは双方で誠意を持って対応することとする。また、当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、砺波商工会議所は一切の責任を負わないこととする。
7. 当サービス料金については、1事業所A4版1枚につき18,000円とする。また、割引料金契約を結んだ場合、中途での契約を破棄は出来ないものとする。
料金については、以下の通りとする。

区分	書類	期間	料金(税込)	割引率
基本料金	A4版 1枚	1ヶ月(1回)	18,000円	なし
割引料金	A4版 1枚	3ヶ月(3回)	48,000円	10%
	A4版 1枚	6ヶ月(6回)	86,000円	20%
	A4版 1枚	11ヶ月(11回)	138,000円	30%

※割引料金契約の期間は申込日から1年間とする

8. 当会議所関連公的機関については、上記料金の半額の金額での契約とする。
9. 砺波商工会議所会報に折り込む広告紙等書類は、広告主で必要部数(1100部)準備し、会報発行日(例月25日)の10日前(15日)までに、砺波商工会議所に納めるものとする。残部が発生しても原則として返品はしない。
10. この運用規程に同意した場合、下記に署名し、砺波商工会議所担当課に提出する。原則として初回提出された当契約は次回以降も適用する。よって本書類の提出は、同一事業所において初回のみとする。ただし、必要がある場合はこの限りではない。

【担当課】 砺波商工会議所・業務課
TEL: 0763-33-2109 FAX: 0763-33-4422

砺波商工会議所 会頭 米原嘉孝 殿

上記運用規程に同意し、当該サービスを申し込みます。

令和 年 月 日

基本契約(1回) ・ 割引料金契約(回) 選択して下さい

事業所名

代表者名